

○総務省告示第三百五十七号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第二百二条第二項の規定に基づき、平成十三年総務省告示第九十号（電波法第二百二条に規定する無線方位測定装置の設置場所に関する件）の一部を次のように改正し、令和六年一月一日から施行する。

令和五年十月十二日

総務大臣 鈴木 淳司

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

の通所 名信属 称局総 等合	無線方位測定装置の設置場所	
	所 在 地	緯 度 経 度
「略」	「略」	「略」
関東総合 通信局	千葉県東金市関内字沼 一三七番一	北緯 三五度三四分〇七秒 東経 一四〇度二四分三六秒
関東総合 通信局	茨城県常陸大宮市工業 団地六〇	北緯 三六度三一分五四秒 東経 一四〇度二二分二七秒

改正前

の通所 名信属 称局総 等合	無線方位測定装置の設置場所	
	所 在 地	緯 度 経 度
「同上」	「同上」	「同上」
関東総合 通信局	千葉県東金市関内字沼 一三七番一	北緯 三五度三四分〇七秒 東経 一四〇度二四分三六秒

備考 表中の「」の記載は注記である。